

提出日：令和 年 月 日

事前相談書

相談項目 開発事業の手續等に関する条例・都市計画法・その他

開発者住所・氏名	(電話 担当者)
開発事業の目的	
施行区域の地名・地番	高槻市
代理者住所・氏名	(電話 担当者)
施行区域の面積	
添付図書	<input type="checkbox"/> 開発事業計画書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 地籍図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 給水計画平面図 <input type="checkbox"/> 排水計画平面図 <input type="checkbox"/> 造成計画平面図・断面図 <input type="checkbox"/> 建築平面図・立面図・断面図 <input type="checkbox"/> その他()

※すべての開発関連部局との事前相談が必要な場合の提出部数は **28** 部です。

注意事項

1. 開発事業を計画するもので事前に本市の基本的意見を必要とする者は、この相談書に必要事項を記入のうえ、関係図書を添付してください。
2. この事前相談書は、開発事業の手續等に関する条例第7条の規定に基づく協議に先立って、あらかじめ開発事業の計画の概要について協議し、本市の基本的意見を得て開発計画の参考とするものです。
3. 他の関係法令(砂防法等)に基づく協議は、直接許可権者(大阪府等)と行ってください。
4. この事前相談が完了した場合であっても、本市開発条例に基づく協議において細部の指導を行います。
5. 本市開発条例等の改正により取扱い基準等が変更された場合は、再度事前相談が必要になります。